

北国運協発第7号

令和7年12月26日

北本市長 三宮幸雄様

北本市市町村の国民健康保険事業の
運営に関する協議会

会長 大島映

令和8年度北本市国民健康保険税の税率等(案)について(答申)

令和7年12月24日付け、北こ保険発第227号にて諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1 令和8年度北本市国民健康保険税の税率等(案)について

(1) 基礎課税額(医療分)

区分	令和7年度(現行)	令和8年度
所得割額	7.30%	7.30%
被保険者均等割額	38,900円	38,900円

(2) 後期高齢者支援金等課税額(支援分)

区分	令和7年度(現行)	令和8年度
所得割額	2.80%	2.80%
被保険者均等割額	13,500円	13,500円

(3) 介護納付金課税額(介護分)

区分	令和7年度(現行)	令和8年度
所得割額	2.20%	2.20%
被保険者均等割額	16,100円	16,100円

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(子ども分) ※令和8年度新設

区分	令和7年度(現行)	令和8年度
所得割額	-%	0.26%
均等割額	-円	1,500円
18歳以上被保険者均等割額	-円	100円

本市国民健康保険の被保険者数は減少傾向にある一方、近年の医療の高度化等による医療費の増加傾向から、一人当たりの保険税必要額は引き続き上昇していくことが想定される。

こうした状況を踏まえ、令和7年度に改定した保険税率等に関しては、令和8年度までの2ヶ年を見越した保険財政の将来推計のもと、安定運営を図るために設定したものであり、令和8年度においても、概ね、この将来推計の水準で推移していくことが見込まれる。

令和8年度の税率等に関し、「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」の税率等を据え置いた場合においても、国民健康保険財政調整基金を活用することで、国民健康保険特別会計予算の歳入と歳出の均衡を保てることから、これらの税率等を据え置きとすることは妥当なものと認められる。

また、新設となる「子ども・子育て支援納付金課税額」の税率等の設定に関しては、前例のないものとなるため、埼玉県が提示する市町村標準保険税率（秋の試算）に準じた設定としたことは、こちらも妥当なものと認められる。

なお、今後示される国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険税率の本算定結果を踏まえ、今回の税率等の改定案に対し、所要の調整を加える場合は、本協議会で提出された意見等を十分踏まえ、加入者の保険税負担に最大限配慮した調整を行うとともに、その結果について、本協議会に報告することをお願いする。